



じんけん
人権ってなあに？

令和4（2022）年9月

令和8年（2026）年5月一部改訂



もくじ

● はじめに 「人権」(じんけん)ってなあに？	・・・ 1
● 身近な人権問題と課題	
女性の人権	・・・ 2
子どもの人権	・・・ 3
高齢者の人権	・・・ 4
障がいのある人の人権	・・・ 5
同和問題(部落差別)	・・・ 6
外国人の人権	・・・ 7
インターネットによる人権侵害	・・・ 8
性的指向・性自認に関する人権侵害	・・・ 9
感染症に関する人権侵害	・・・ 10
その他の様々な人権	・・・ 11
● 相談できるところ	・・・ 12
● 参考資料	・・・ 14
● 人権啓発資料のお知らせ (リーフレット・ちらし)	・・・ 20





はじめに

「人権」(じんけん)

ことば
という言葉からあなたは、
いんしやう も
どんな印象を持っていますか？

むずか
難しい

かたくる
堅苦しい

じぶん かんけい
自分には関係ない

そう思っていますか？

「人権」とは、人間の尊厳に基づき、世界中の全ての人が生まれながらに持っている、「人間が人間らしく生きる権利」であり、「生命と自由を確保し、幸せに生きるために欠くことのできない権利」です。

何らかの義務履行を前提とすることなく、全ての人に始めから内在するものであり、一人ひとりが、ありのままに個人として尊重され、差別されることなく、安心して、自由に生きることができる権利です。

人権は、多くの人々の努力により獲得されてきたものであり、公権力によっても、市民相互によっても、決して侵されてはならないものです。

また、人権の概念は人権獲得への不断の努力により、広がり、深化し得るものでもあります。

伊丹市は、「一人ひとりが尊重され、多様な市民が、地域社会の中で、生き生きと暮らせるまち」を市民と共に実現し、次世代に引き継いでいくために、人権教育・啓発を推進していきます。

ちが
みんな違ってあたりまえ
たようせい
いろんな多様性を
みとあ
認め合おう！



身近な 人権問題の 現状と課題

女性の人権

今なお、女性の意思決定過程への参画や、組織での登用、男女間の経済格差解消、家事・育児・介護等の役割分担の偏りの解消等、日本においては、男女共同参画推進は不十分な現状が見られます。性暴力やセクシュアル・ハラスメント、DV、貧困、ひとり親、孤立など様々な困難を抱える女性に対する経済的・社会的自立支援、環境づくりをすることが大切です。

固定的性別役割分担意識

女性に関する問題の根底には「男は仕事、女は家事」といった根強い固定的性別役割分担意識、性差別の意識が潜んでおり、その意識改革が求められています。

パートナーなどからのDV、セクハラ、ストーカー行為など

女性の人権を侵害し、男女共同参画を阻害するこのような暴力は、根絶していません。

昨今では、男性、男児、性的マイノリティも被害者となっていることが表面化してきています。



パープルリボン
女性に対する暴力根絶
のシンボルマークです。

貧困・ひとり親・孤立などの経済格差

新型コロナウイルス感染症の拡大で、経済に大きな影響を与えました。その中で女性の失業、貧困の増加など様々な問題が生じています。

このような行為も「DV」です！

身体的なもの

- 平手でうつ、足で蹴る
- 物を投げつける
- 髪をひっぱる など

性的なもの

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない など

精神的なもの

- 大声でどなる
- 殴るふりをして脅かす
- 何を言っても無視して口をきかない

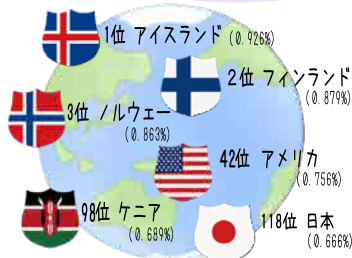
経済的なもの

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害するなど

148ヶ国中118位

…この数字、何の順位が分かりますか？

これは2025年に世界経済フォーラムが発表した、世界における日本の男女間の格差を数値化しランク付けした順位です。男女間の格差を数値化した指数を「ジェンダー・ギャップ指数」と言います。



こ じん けん 子どもの人権

いじめや不登校、児童虐待など様々な困難を抱える子どもたちをはじめ、近年では、子どもの貧困やヤングケアラー等に関する問題も生じています。市民の理解の促進や、心理的ケアなどの支援施策の充実、子育て家庭への支援の充実が引き続き必要です。

権利を行使する主体の認識

子どもは誰もが、権利を行使する主体として最大限尊重されなければなりません。しかし、子どもは権利を行使する主体であるという認識が社会全体に十分には浸透しているとは言えません。

いじめ・虐待

いじめの容態は、「冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる」が多く、また児童虐待は、子どもの問題や保護者側の問題が重なったときに引き起こされるものです。

不登校

不登校は、全国・本市ともに増加の一途をたどっています。本市の不登校の原因としては「本人の不安等の情緒的混乱」が最も多くなっています。

子どもの貧困・ヤングケアラー

困難を抱える子どもたちをはじめ、大人に代わって家事や育児、大人の介護をする子どもたちが増えています。

子どもの権利条約

世界中のこどもたちが持っている権利です。子どもたちが生きるうえで、当然に約束されていることです。誰もこの約束をやぶったり、無理に嫌なことをさせることはできません。

オレンジリボン
子ども虐待防止の
シンボルマーク
です。



生きる権利

しっかり食べたり、眠ったり、病気やけがをしたら治療を受けられることなど



育つ権利

遊んだり、勉強したり、休んだりできることなど



守られる権利

いじめや暴力で、心も体も傷つかないように守られることなど



参加する権利

自由に意見を言ったり聞いてもらえることなど



高齢者の人権

高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増え、高齢者が高齢者を介護をするという状況が増えていきます。また、高齢者の社会・地域からの孤立、介護者による身体的・経済的虐待等の問題が生じています。高齢者個人の尊厳が尊重されながら自立し、安心した生活ができるようにすることが必要です。

身体的・心理的虐待

認知症など介護負担の重さなどから家族などによる高齢者への身体的・心理的虐待が問題になっています。

社会的孤立

地域におけるつながりの希薄化による高齢者の社会的孤立や生活不安といった問題も顕在化してきています。

高齢者の財産権の侵害（経済的虐待）

本人の財産を無断で処分したり、お金を渡さないことは、経済的虐待です。

悪徳商法や詐欺の被害など

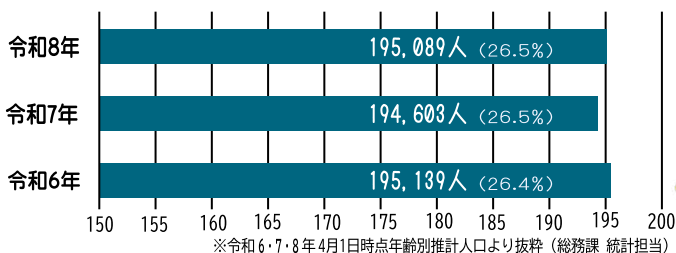
高齢者を狙った詐欺被害が多数発生しています。

家族だけではなく、地域による見守りも必要です。

地域交流は大切です。



伊丹市の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合（％）



しょう ひと じん けん 障がいのある人の人権

障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が社会的に見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在しています。

障がいのある人に対する理解と認識を深め、障がいの有無にかかわらず地域での交流や、障がい者本人の自己決定を尊重し、支援していくことが必要です。

障害への理解不足

障がいのある人に対する偏見や差別意識が生じる背景には、障がいのある人に対する理解不足が関係しています。

職場での不利な扱い

障がいのある人が就職や職場で不当な扱いを受けていることがあります。

障がいのある人の能力を活かすため、周囲の理解と配慮が必要となります。

外見から分かりづらい障害

障害の中には、聴覚障害、内部障害（心臓・呼吸器など）、発達障害や高次脳機能障害など外見からでは判断出来ない障害もあります。

平成28(2016)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮をはじめとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われています。



合理的配慮ってなあに？

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

合理的配慮は、障がいのある人から、このバリアを取り除く何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに

負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重いのが理由を説明し、

別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、

「車いすを押して案内してほしい」と伝えられた場合に

話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法を探などが考えられます。

その内容は、障害特性や、それぞれの場面・状況に応じて異なります。

身近な 人権問題の 現状と課題

どう わ もん だい ぶ らく さ べつ 同和問題(部落差別)

同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分差別で、わが国固有の重大な人権問題です。いわゆる同和地区(被差別部落)に生まれ育ったことを理由に不合理な偏見により社会的、経済的、文化的に差別をすることは基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。私たちは同和問題を正しく理解し、差別を許さない行動をとることが大切です。

就職や結婚差別・土地差別

いわゆる同和地区に生まれ育ったことを理由に、結婚を反対されたり、就職で差別を受けたり、その地区を忌避する事案が依然として存在しています。

同和問題の正しい知識や理解不足

依然として、同和問題に対する誤解や偏見は解消されていません。同和問題に対する歴史的経緯等を含めた正しい知識や理解が乏しいことが挙げられます。

● 知っていますか? 本人通知制度 ●

～登録して守ろう 個人情報～

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本など(以下「住民票の写し等」という。)を代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことをお知らせする制度です。
(事前に市町村への登録が必要)



戸籍不正取得は、事件として発覚したのは、1985年からです。
戸籍不正取得事件を受けて、法制度の改正が行われていますが、いまだ事件は続いているのです。

令和3(2021)年	行政書士による戸籍不正取得【逮捕】(兵庫)
平成20(2008)年	兵庫県で司法書士による不正請求が発覚(兵庫)
昭和60(1985)年	弁護士、司法書士、税理士をかたった戸籍謄本不正取得事件が発覚(大阪)

インターネット上での差別

インターネット上で特定の地域を差別する悪質な書き込み等が存在しています。

伊丹市の場合

個人情報漏洩を防ぐにはどうするの?



ご本人
(事前登録者)

① ↓ ④ ↑



② ↑ ③ ↓



第三者
(代理人)

①事前登録の申出

②第三者が住民票の写し等の交付請求

③第三者等が住民票の写し等を取得

④登録者への通知

制度の目的:
不正請求及び不正取得の防止!
不正請求の抑止!

詳しくは
こちらから→



伊丹市 本人通知制度

平成28(2016)年12月には、今なお存在する部落差別を解消する必要性について国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別解消の推進に関する法律」が施行されています。



身近な 人権問題の 現状と課題

外国人の人権

人種や言語、文化、宗教、生活習慣等の違いからくる偏見や誤解によって様々な問題が生じています。

国際化が進む中で多文化共生の意識づくりや異文化理解の促進を図るほか、児童生徒に対する相互理解と人権尊重の意識を養う多文化共生教育の更なる推進が必要です。

偏見、差別意識

言語・習慣、文化等の違いによる、偏見・差別を生まないための多文化共生の意識づくりが大事です。また、特定の民族等を攻撃排除しようとするヘイトスピーチが問題になっています。

外国籍にルーツを持つ人々

日本国籍を取得した人、親が外国籍である子どもたちなど、国籍は日本であっても外国にルーツを持ち、外国籍の人と同様の課題を抱えている人もいます。

外国人の孤立

様々な場面で外国人が孤立することがあります。様々な事情で暮らす外国人を、同じ地域社会の一員として共に生き、共にまちを作っていく市民同士であると認識することが必要です。

伊丹市は、大阪第二飛行場（現・大阪国際空港）の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していました。歴史的経緯を持つ人々については、今なお残る民族的な偏見や差別的意識言動が見られ、通名（日本名）を名乗らざるを得ない人がいます。

令和2（2020）年10月に策定した「伊丹市多文化共生推進指針」に基づき、全ての市民が異なる文化や考え方を認め合い、

人権を尊重しながら対等な関係で地域社会やまちづくりに参加できる多様性が生かされた多文化共生のまちづくりを推進しています。

例えば、外国人の方にもわかりやすい「やさしい（優しい・易しい）にほんご」の普及啓発、日本語教室や定期的な交流・啓発事業の開催。



平成28（2016）年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。



にほんでせいかつする
うえで、ひつような
にほんごをおしえて
くれませんか。

もちろんいいですよ。
「こんにちは」から
はじめましょう。

こんにちは
さようなら



おはよう
ございます
ありがとう

身近な 人権問題の 現状と課題

インターネットによる人権侵害

インターネットやSNSが普及する中で匿名性を悪用したプライバシーの侵害、誹謗中傷や差別を助長する書き込み、個人情報の流出などの人権侵害が発生しています。家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた教育・啓発、モラルやルールはもちろんのこと、画面の向こう側にいる人への思いやりも持つことが大切です。

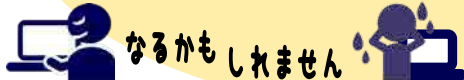
インターネットの悪用

匿名や、他人に成りすまして誹謗中傷や差別を助長するような情報の書き込みをして、悪用する人権侵害が発生しています。

子どものネットトラブル

SNSに起因する子ども同士のいじめのほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネットは、使い方次第であなた自身が
加害者にも **被害者**にも



インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具です。

でも、使い方を間違えたり悪意をもって使うと**凶器**にもなります。



人権啓発冊子
「STOP! ネット・ハラスメント」
を作成しました。
詳しくは、市・ホームページを
ご覧ください。



プライバシーの侵害

個人のプライバシーに関する正しい理解のもとに人権意識を持ってインターネットを利用するようにしましょう。



便利で楽しいインターネットですが、間違った
使い方をすると危険です！

人権侵害の事例



ちょっと待って!!
その一言！SNS等に
書き込む前によく考えて！

伊丹市では「インターネットモニタリング事業」を実施しています。

差別を助長する書き込みや人権侵害にあたる書き込みを監視し、必要に応じて法務局等と連携して、削除要請をしています。

身近な 人権問題の 現状と課題

性的指向・性自認に関する人権侵害

性自認と生物学的な性が一致しない性別違和を有する人や同性愛者などの性的マイノリティの人が、偏見や差別により苦しんでいます。

一人ひとりに個性があるように、性の在り方も多様です。性的マイノリティの方は、決して特別な存在ではありません。性の多様性を認め合い違いを認め合うことが大切です。

日常生活

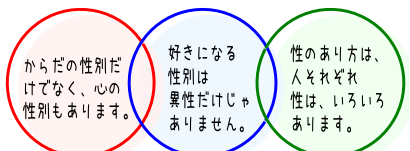
「性別が男女の二つだけで異性愛が当たり前である」とする社会の中で、性の多様性に関する理解が十分とは言えないため、偏見の目を向けられたり、差別的な扱いを受けることがあります。

アウティング

自らの性的指向や性自認を明らかにすることにより予想される嘲笑や侮辱、本人の了解なく第三者に暴露される行為（アウティング）といった周囲の無理解による悩み、不安など、様々な苦痛や困難を抱えて生活しています。

性の多様性

一般的に、性は「男性」「女性」に分けて考えられますが、「性」の在り方は、もっと多様なものとして、以下の4つの要素で捉えることができます。



からだの性

身体つき、性遺伝など

性自認・こころの性

自分の性別をどう思うか

社会的な性（性表現）

服装、しぐさ、言葉遣いなど

性的指向（好きになる性）

好きになる相手の性別

LGBT 性的マイノリティの総称の一つです。

L レズビアン
esbian

同性を
好きになる女性

G ゲイ
ay

同性を
好きになる男性

B バイセクシュアル
isexual

同性も異性も好きになる人

性的指向

性自認

T トランスジェンダー
ransgender

からだの性とこころの性が
一致しない人

※「Q」をプラスされた言葉「LGBTQ」も使われています。
※「SOGI」は、「性的指向 (Sexual Orientation=SO)」と「性自認 (Gender Identity=GI)」の頭文字を取ったものです。

令和2(2020)年5月15日

伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度

令和3 2021年4月6日
本市と協定を締結した市町（10市1町連携協定）
尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

令和5 2023年4月1日
丹波市、丹波篠山市
令和6 2024年1月1日
淡路市

令和6 2024年4月1日
大阪・京都・兵庫
自治体連携開始
令和6 2024年11月1日
全国の自治体へと
連携拡大

※最新の情報は、ホームページをご覧ください。

男女共同参画センターここいろでは、セクシュアルマイノリティの相談を、専用電話とメールにて受付しています。



専用電話：072-767-1012
詳しくは、QRコードをご覧ください



ALLY（アライ）とは多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決に向けて共に歩む人・事業者のことを言います。

感染症に関する人権侵害

令和元（2019）年12月以降、新型コロナウイルス感染症が短期間で全世界に広がりました。この感染症は社会不安を増大させ、誤った情報も流れ、感染者、医療従事者だけでなくその家族や近隣の人々等にも不当な人権侵害がおこりました。HIV感染症・エイズ、ハンセン病など正しい知識や情報を発信し、行動することが大切です。

感染症に対する差別と偏見

感染症に対する誤った知識や理解不足により偏見や差別意識が根強く残っています。間違った知識を広めてはいけません。

職場解雇や就職拒否

感染症を理由に差別的な言動をされるだけでなく、職場や不当な扱いを受けることもあります。感染症の正しい知識を理解しましょう。

HIV・ハンセン病患者等

HIVに感染してもエイズを発症しなければ、今まで通りに生活ができます。ハンセン病も今は、完全に治る病気です。「強い感染力を持った病気」と誤った考えは払拭しましょう。

新型コロナウイルス感染症

感染拡大により「コロナ差別」「コロナいじめ」などと呼ばれ、人権問題が発生しました。また、「ワクチン接種」をしない・できない人に対しての差別発言もやめましょう。



新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害

新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施しています。ワクチン接種についても、推奨されていますが、強制ではありません。接種したくても出来ない方もいます。不当な差別発言やSNSでの心ない書き込みは決して許されません。自分の立場に置いて物事を考えることが大切です。

ハンセン病

ハンセン病とは、明治6(1873)年、ノルウェーのハンセン医師により発見された「らい菌」により感染する病気、主に皮膚や末梢神経が侵される病気です。らい菌自体の病原性は極めて低いため、感染し発病することは極めて稀です。また、現在では治療薬の開発により、完治することができ、隔離を必要としない病気です。

HIV感染症

エイズを引き起こすウイルスをHIVと言います。

HIVに感染したことが原因となり、体の免疫が低下することにより発症するのがエイズ(後天性免疫不完全症候群)です。早期発見・治療で発症を抑えることができるようになっていきます。



レッドリボン
エイズに対する理解と
支援のシンボルマークです。

ほか さま ざま じん けん その他の様々な人権

さまざまな要因が関係し、新たな人権問題の発言も予想されます。人権問題に対しての知識や理解を深めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現が必要となります。

アイヌの人々

刑を終えて出所した人

犯罪被害者等

ホームレスの人々

など

あらゆる場における人権教育・啓発を目指します。

市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らしていける社会を実現するためには、学校、家庭、地域、職場など日常生活のあらゆる場面において、市民一人ひとりが基本的人権の尊重を深めることが大切です。

伊丹市では、職員の人権に関する意識・知識の向上、市民への啓発、人権擁護では、市民が抱える人権問題等を解消し、様々な情報を提供し、支援をする人権教育・啓発を推進していきます。

家庭では・・・



家庭は「全ての教育の出発点」と言われています。対象者の発達段階やライフステージなどを踏まえ、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場所と機会を通じて推進する必要があります。

学校では・・・



学校生活そのものが人権を学び身に付けて行く重要な場所です。また、人権教育に対する保護者の理解を促進することも求められます。大人は子どもの鏡です。

地域では・・・



人権は難しいもの、重いもの、深刻なものと抱きがちなイメージを払拭するためにも、地域での交流や助け合いの場を設ける必要もあります。自治会などの各種団体が自発的に人権問題について学習する必要も大切なことです。

職場では・・・



人権問題解決のために、職場での人権問題解決の期待は非常に大きいものがあります。人権の視点を踏まえた企業活動や、職場環境づくり・人権研修を行いましょう。

その他に・・・

人権に携わる人権擁護委員や、相談員、相談に関わる職員の人権意識、対応技術の向上を図り、市民に身近な人権相談ができる相談体制や周知の工夫を行っていく必要があります。

ひとりで悩まないで
あなたの気持ちを届けてください。

そうだん ばしょ
相談できる場所があります。

※令和8（2026）年 7月1日から市役所での窓口・電話対応業務時間が 9:00～17:00 に変わります。

人権問題全般

差別、いじめ、人権侵害、虐待、セクシャルハラスメントなど

相談場所	電話番号	相談日時等		
「ふらつと」人権センター	072-781-6006	第2土曜	13:00～16:00	祝日除く 予約は相談日の週の水曜まで 要予約
市民相談課	072-784-8011	第3木曜	13:00～16:00	祝・休日除く 要当日予約

女性に関する人権問題

DV女性の悩み、セクシュアルハラスメントなど

相談場所	電話番号	相談日時等		
ここいる 市立男女共同参画センター	072-781-5516	曜日・時間は、相談内容に準ずる。		一時保育有 要予約 ※詳しくは、ホームページをご覧ください。
DV相談室 配偶者暴力相談支援センター	072-780-4327	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く

子どもに関する人権問題

いじめ、SNS等、児童虐待、不登校、貧困、子育てに関することなど

相談場所	電話番号	相談日時等		
こども福祉課 (家庭児童相談グループ)	072-780-3518	月～金	9:00～17:30	対象:18歳未満の子ども 祝・休日・年末年始除く
少年愛護センター 阪神北少年サポートセンター(併置)	072-770-8742 072-784-7820	月～金	10:00～17:00 利用案内をご覧ください。	祝・休日・年末年始除く 電話相談の時間は、 ホームページをご覧ください
いたみすすく子育てナビ (子育てに関する各種相談窓口)	曜日・時間・場所は、相談内容に準ずる。※連絡先はホームページ内に掲載。			
いたみこえすけ-すけそうだんしつ 伊丹っ子 SOS 相談室	072-780-4493	月～金	9:00～17:30	こども(18歳未満)のための相談窓口です。 どんなことでも相談してください。

高齢者に関する人権問題

生活上の問題、高齢者虐待、成年後見制度に関することなど

相談場所	電話番号	相談日時等		
地域・高年福祉課	072-784-8099	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く
地域包括支援センター (いたみいきいきプラザ内)	072-787-6797	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く

障がい者に関する人権問題

総合的な相談、就労相談に関することなど

相談場所	電話番号	相談日時等		
障害福祉課	072-784-8032	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く
アイ愛センター (市立障害者福祉センター)	072-772-0221	火～土 日・祝日	9:00～17:30 9:00～17:30	月・年末年始、 祝日の翌日除く
地域生活支援センター (いたみいきいきプラザ内)	072-784-6789	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く

犯罪被害者等支援制度について

犯罪被害総合相談窓口

相談場所	電話番号	相談日時等		
同和・人権・平和課	072-767-1063	月～金	9:00～17:30	祝・休日・年末年始除く

外国人の人権問題

がいこくじんの そうだんが できるところ

そうだん ばしょ	でんわ	そうだんび ほか		
どうわ じんけん へいわか 同和・人権・平和課	072-784-8148	月～金	9:00～17:30	しやくしょが やすみのときはのぞく。 でんわ つうやくきがい テレビ電話の通訳機械があります。

法務省

みんなの人権110番 子どもの人権110番 女性の人権ホットライン	0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810	月～金	9:00～17:15	祝・休日・年末年始除く インターネットでの人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
---	--	-----	------------	---

人権問題全般



「ふらっと」
人権センター



市民相談課



ここいろ
(市立男女共同参画センター)



DV相談室
(配偶者暴力相談支援センター)

子どもに関する相談



こども福祉課



少年愛護センター



いたみすすく子育てナビ
(子育てに関する各種相談窓口)



伊丹っ子SOS相談室

高齢者・障がい者に関する相談



地域・高齢福祉課



地域包括支援センター
(いたみいきプラザ内)



障害福祉課



地域生活支援センター
(いたみいきプラザ内)



アイ愛センター
(市立障害福祉センター)

外国人の相談

がいこくじんの
そうだんが できるところ

Information Counter
for Foreign Residents



犯罪被害者等支援制度



がいこくじん そうだん はんざいひがいしゃなど そうだんまどぐち どうわ じんけん へいわか まどぐち せっち
※外国人の相談・犯罪被害者等の相談窓口は、同和・人権・平和課に窓口を設置しております。

法務省の相談窓口



人権相談全般
みんなの人権110番



女性の人権ホットライン



子どもの人権110番



参考資料



差別を許さない都市宣言

すべて国民は、日本国憲法において、基本的人権に基づく自由と平等が保障されている。にもかかわらず、いまなお、差別を受けて市民的権利が不完全にしか保障されていない事実のあることは、断じて許されないことである。まさに部落差別の解消は、行政の責務であり、同時に国民の課題である。

同和問題の解決を行政の最重点施策とする本市においては、市民もまたみずからの課題であるという認識を深め、部落差別を解消するため、市民ぐるみの実践に努めなければならない。

本市は、ここに全市民の願いをこめて、部落差別をはじめとするいつさいの差別に終止符を打ち、明るく住みよいまちづくりを推進するため、“差別を許さない都市”とすることを宣言する。

昭和50年11月1日

伊 丹 市

平和都市宣言

平和は人が生きるための^{おおもと}大本です。戦争はかけがえない^{いのち}生命を奪い、幸せをふみにじります。

いま、世界は恐ろしい核兵器をなくし、^{むご}惨たらしい戦争のない社会をつくろうと、ようやく歩みはじめました。が、ここで心をゆるめてはなりません。戦争は人の心の中にひそんでいるのです。

人類が幸せを分かち合える地球環境を作り、自由と人権を尊び、差別や貧困をなくすことも、全て平和の問題です。

私たち市民は、平和な社会を築くことを誓い、ここに平和都市宣言をします。

平成2年11月10日

伊 丹 市

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

〔平成28（2016）年4月1日施行〕

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の措置に関する措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

たとえば・・・

障がいのある人が職場において差別を受ける。



店舗でのサービス等を拒否された。



様々な差別が発生しています。

全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めましょう。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 〔平成28(2016)年6月3日施行〕

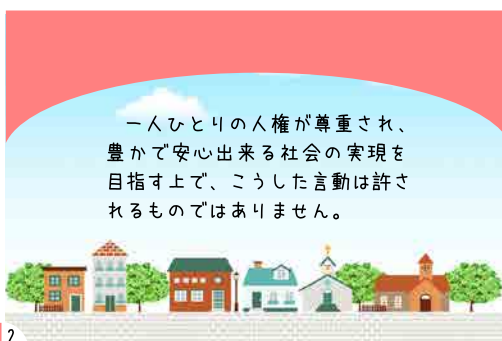
我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。



※ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々のことを排斥する差別的言動のこと。

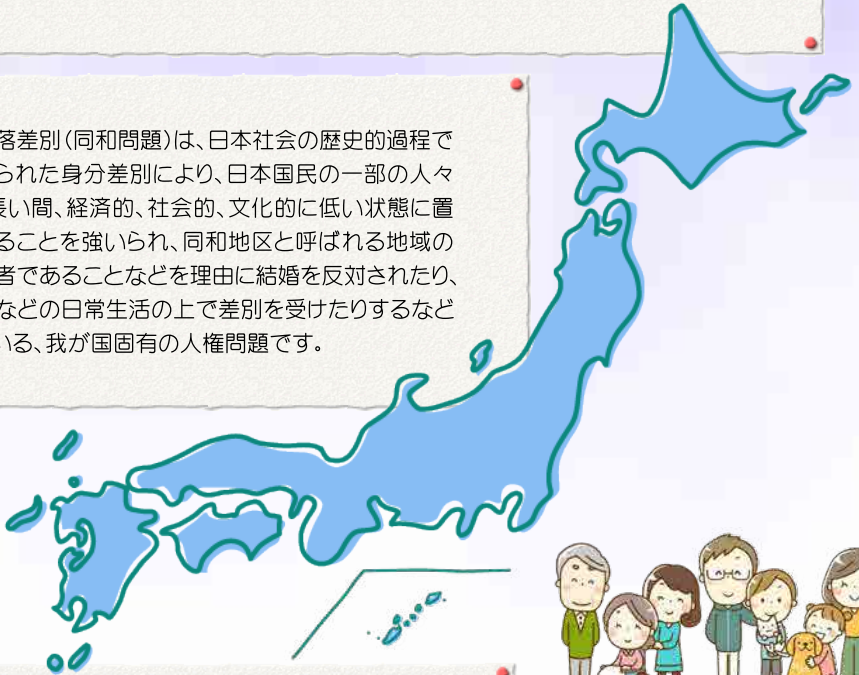
部落差別の解消の推進に関する法律

〔平成28(2016)年12月16日施行〕

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりなどしている、我が国固有の人権問題です。



部落差別解消推進法第6条に基づき実施した、部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。



偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう！

せい て き し こう お よ じ ェ ん だ - あ い で ん て い て い
「性的指向及びジェンダーアイデンティティの

た よ う せ い か ん こ く み ん り か い そ う し ん か ん ほ う り つ
多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

が、令和5年6月23日公布、施行されました。

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のにつとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。



せい たようせい 「性の多様性」ってなんだろう？

性のあり方は、十人十色。
誰もが自分らしく生きられるまちにするため、そのひとらしさである性の多様性について知り、考えましょう。

そ じ
全ての人のあり方を指す言葉。SOGI

LGBT以外にも、男女どちらともに恋愛感情を持たない人、自分自身の性を決められない人や分からない人などいます。

そうしたさまざまな性のあり方を示す言葉として、「SOGI（そじ）」が生まれました。

「SOGI」は、「性的指向（Sexual Orientation=SO）と「性自認（Gender Identity=G I）」の頭文字を取ったものです。

LGBTのようにマイノリティだけを表現する言葉ではなく、性別を大きく捉え、全ての人の性のあり方に関わる概念として使われるようになっていきます。

性的マイノリティの人もそうでない人も「SOGI」の中で生きてるんだよ

だから一人ひとり違っていいんだね

そうだよみんな違って当たり前ということを認め合うことが大切なんだね

正しい知識と関心を持つことが大切です



変わろう！

● 性的な言葉を使わない

同性同士の仲の良さや、女性らしくない、男性らしくないといったことからかうような差別的な発言はやめよう！

● 異性愛を前提としない

異性愛を想定した質問（「彼氏・彼女はいるの？」など）など相手の好きになる性別を勝手に決めつけるようなことはやめよう！

考えよう！



差別的な言動を見かけたときは、「何がおかしいのか伝えてあげましょう。」

性的マイノリティの人から相談等を受けたときは、「何に困っているのか」を聞き、一緒に考えましょう。

相手を思いやり、ハラスメントにならないようなコミュニケーションが必要です。

伊丹市の人権啓発資料 (リーフレットやチラシ) のお知らせ



伊丹市では、市民をはじめ
たくさんの方に人権について
知っていただくために
啓発冊子を作成しています。



人権教育・啓発
のためにご活用
ください。



伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針を
令和4(2022)年6月に策定し、概要版を作成しました。
基本方針の内容を簡潔にまとめたものです。



「人権ってなあに？」

さまざまな分野における人権問題についてわかりや
すく説明をしています。
いろいろな相談窓口も掲載している冊子です。



「性の多様性」ってなんだろう？

「性の多様性」に関する内容を簡潔にまとめたリーフレット。

「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」

「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」は、
「パートナーシップ宣誓制度」、「パートナ
ーシップ宣誓制度の取組に関する協議協定」など
簡潔にまとめたリーフレット。



「性の多様性」って
なんだろう？



「パートナーシップ
宣誓制度」



「本人通知制度のご案内」

「本人通知制度」とは、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことをお知らせする制度です。（事前に市町村への登録が必要）
※申請により5年ごとに更新が必要



「STOP! ネットハラスメント」

インターネットは使い方次第であなたが「加害者」にも「被害者」にもなるかもしれません。

インターネット上の人権侵害防止のため、事例や被害を受けたときの相談先などを簡潔にまとめて冊子にしました。



「犯罪被害者支援等支援制度～ひとりじゃない～」

犯罪にあわれた方やそのご家族が、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆様のご理解とご支援が必要です。チラシを作成しました。



ところで冊子が欲しいときはどうしたらいいの？

それでは入手方法をご案内します！！



紙ベースあります！



- ①ホームページからダウンロード（2次元(QR)コードから掲載ページへ）
- ②冊子の配架

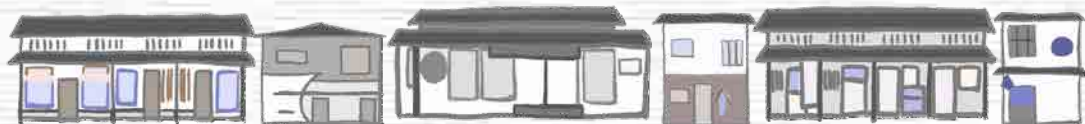
※冊子には数に限りがございますが、市役所1階（西側）市民協働スペースに置いてあります。
5階の同和・人権・平和課にてお渡ししています。



伊丹市

市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課
伊丹市千僧1丁目1番地

TEL:072-784-8077 / FAX:072-780-3519



8市107-2-008A5

この印刷物は500部作成し、印刷経費は1部あたり約146円です。